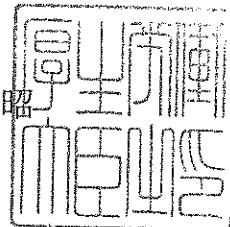


厚生労働省発食安0215第51号  
平成22年2月15日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 瞳



### 食品安全委員会について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求める。

記

食品安全委員会（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

ビオチン

